

参議院大蔵委員会會議録第二十一号

昭和二十八年二月二十三日(月曜日)午後二時四十六分開会

委員の異動

二月二十三日委員林屋義次郎君辭任につき、その補欠として稻垣平太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君

委員

黒田 英雄君
西川 甚五郎君
平沼 剛太郎君
杉山 昌作君
松永 義雄君
堀木 謙三君
稻垣 平太郎君

政府委員

大蔵政務次官 愛知 揆一君
大蔵省主税局長 渡邊 喜久造君
大蔵省理財局長 石田 正君
事務局側

常任委員 木村 常次郎君
常任委員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君

本日の會議に付した事件

○産業投資特別会計法案(内閣送付)

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○米國対日援助物資等處理特別会計法を廢止する法律案(内閣送付)

○一般會計の歳入の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般會計への繰入金に關する法律案(内閣送付)

○解散団体財産収入金特別会計法を廢止する法律案(内閣送付)

○設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○國有財産法第十三條の規定に基き、國會の議決を求めるの件(内閣送付)

○酒税法(内閣送付)

○酒税の保全及び酒類業組合等に關する法律案(内閣送付)

○委員長(中川以良君) 只今より委員會を開きます。

本日は産業投資特別会計法案、製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案、米國対日援助物資等處理特別会計法を廢止する法律案、國有財産法第十三條の規定に基き、國會の議決を求めるの件、一般會計の歳入の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般會計への繰入金に關する法律案、解散団体財産収入金特別会計法を廢止する法律案、並びに設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案、右七案について提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(愛知揆一君) 只今議題となりました産業投資特別会計法案は六件の提案理由の説明を申し上げます。先ず、産業投資特別会計法案につき

まして、その提案の理由を説明申し上げます。

我が國經濟の再建、産業の開發及び貿易の振興に必要な資金につきましては、政府は、従来から財政資金により積極的にこれが確保を圖つて参つたのであります。今回新に産業投資特別會計を設置し、財政投資の一層の充實強化に資することとした次第であります。

この會計におきましては、米國対日援助見返資金特別會計の資産並びに一般會計の日本開發銀行及び日本輸出銀行に対する出資金を承継してこれを資本とし、これが運用による収入金と、特別減税國債の発行による収入金とを主要財源として投資を行うこととしたのであります。

昭和二十八年年度予算におきましては、特別減税國債の収入金三百億円を含め七百億円の財源を以て、日本開發銀行、日本輸出銀行及び電源開發株式會社に対する資金供給を予定し、重要基礎産業に対する投資に特に意を用いております。

次に、この法律案の概略について申し上げます。この會計の歳入は、特別減税國債の発行による収入金、出資、貸付金からの収入金等とし、歳出は、出資金、貸付金、國債償還費等とすることとするほか、この會計の予算及び決算に關し必要な事項を規定してあります。

なお、この會計の設置に伴い、米國対日援助見返資金特別会計法を廢止する等、關係法律について所要の規定の整備を圖つております。

次に、製造たばこの定価の決定又は改正に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、日本専売公社製造たばこの最高価格を定めていた価格表の改正を内容としたものであります。その概要を申し上げます。まず、日本専売公社が昭和二十八年四月から新たに発売することとなる二つの阿切紙巻たばこ「富士」の最高価格を決定することであり、また「富士」は、外國たばこに對して、高級たばこの需要を充足するとともに、たばこ専売資金の増加を圖るため発売するのであります。従つて、品質も優秀なものでありますので、外國たばこの小売価格及び「ピース」の品質差等を考慮して、十本当り六十円といたしました。次に、「朝日」、「ピース」、「光」、「桃山」及び「日光」の最高価格を、昭和二十六年に値下げを行なつた現在の小売価格に一致させることとし、又現在製造及び販売を廢止している「いこい」、「ハッピー」、「さんし」及び「のぞみ」の最高価格を、日本専売公社製造たばこの価格表から削除することとしたのであります。

第三に、米國対日援助物資等處理特別会計法を廢止する法律案について申し上げます。

この特別會計は、昭和二十五年に米國対日援助物資等の取得及び処分等に關する政府の経理を明確にするために設置せられたものであります。その後、昭和二十六年七月一日以降米國の對日援助は打ち切られ、同年九月一日以後は軍用物資の払下も打ち切りとなつたのに伴ひまして、昭和二十七年年度におきましては、未収金の回収、残存物資の処分等の清算事務の段階に入りおむねその目的も達成することができましたので、同年度限り特別會計を廢止いたしました。その資産及び負債を一般會計に引き継ぐこととするため、必要措置を規定したとすることといたします。

第四に、一般會計の歳入の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般會計への繰入金に關する法律案について申し上げます。

緊要物資輸入基金特別會計におきましては、一般會計から繰り入れられた二十五億円の緊要物資輸入基金を以て國際的取極めによつて日本國に割り当てられた稀少物資等の取得及び売却を行なつて来たものであります。その運用の実績に顧み、昭和二十八年年度におきましては一般會計の財源に充てるため基金から十五億円を一般會計へ繰り入れることとしようとするものであります。

設置せられたのであります。その後、昭和二十六年七月一日以降米國の對日援助は打ち切られ、同年九月一日以後は軍用物資の払下も打ち切りとなつたのに伴ひまして、昭和二十七年年度におきましては、未収金の回収、残存物資の処分等の清算事務の段階に入りおむねその目的も達成することができましたので、同年度限り特別會計を廢止いたしました。その資産及び負債を一般會計に引き継ぐこととするため、必要措置を規定したとすることといたします。

第五に、解散団体財産収入金特別會計法を廢止する法律案について申し上げます。

解散団体財産収入金特別會計におきましては、解散した団体の財産を清算し、その清算の結果、未収金の回収、残存物資の処分等の清算事務の段階に入りおむねその目的も達成することができましたので、同年度限り特別會計を廢止いたしました。その資産及び負債を一般會計に引き継ぐこととするため、必要措置を規定したとすることといたします。

第六に、解散団体財産収入金特別會計法を廢止する法律案について申し上げます。

解散団体財産収入金特別會計におきましては、解散した団体の財産を清算し、その清算の結果、未収金の回収、残存物資の処分等の清算事務の段階に入りおむねその目的も達成することができましたので、同年度限り特別會計を廢止いたしました。その資産及び負債を一般會計に引き継ぐこととするため、必要措置を規定したとすることといたします。

解散団体財産収入金特別會計におきましては、解散した団体の財産を清算し、その清算の結果、未収金の回収、残存物資の処分等の清算事務の段階に入りおむねその目的も達成することができましたので、同年度限り特別會計を廢止いたしました。その資産及び負債を一般會計に引き継ぐこととするため、必要措置を規定したとすることといたします。

計法を廃止する法律案について、申上げます。

解散団体財産収入金特別会計は、旧解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令第三条の規定により、国庫に帰属した財産に関する収入金の経理を明確にするため、昭和二十五年に設けられたのでありますが、昨年七月団体等規正令が廃止されましたので、今後は解散団体の指定も国庫に帰属する財産も生じないこととなり、現在の解散団体の財産の管理及び処分の状況に鑑み、この特別会計を存置して一般会計と区分経理をする必要はないものと認められるに至つたのであります。

以上の理由によりまして、昭和二十七年限り解散団体財産収入金特別会計を廃止し、この会計に属する資産及び負債は、一般会計に引き継ぎ、その後の経理は一般会計において行ふこととしたのであります。

なお、資産及び負債の引継の時期は、現金並びに昭和二十七年年度の未収金及び未払金につきましては、この会計の昭和二十七年年度の出納完結の日とし、その他の財産につきましては、この法律施行の際にいたしたのであります。

第六に、設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案について申上げます。

設備輸出為替損失補償法は設備を本邦から輸出する者が外国為替相場の変更に伴つて受ける損失を補償する制度を確立することにより、本邦経済の維持及び発展に寄与する重要物資の輸入の確保に貢献する設備輸出の促進を図ることを目的としたものであります。が、最近における我が国の輸出貿易の

実情に鑑み、設備輸出を中心とする輸出の振興は、一段とその重要性を加へていふと認められますので、今回設備輸出為替損失補償法の一部を改正し、政府が設備輸出者に対して締結する為替損失補償契約の適用範囲を拡張することとしたものであります。

次に改正の要点を申し上げます。まず第一に、政府が設備輸出者に対して為替損失補償契約を締結することができる対象は、現行法では、重要物資の輸入市場を国際収支上有利な地域に開拓し、又は国際収支上有利な地域へ転換することに役立つと認められる場合等に限定しておりますが、これをすべての設備輸出に拡張したこととあります。

第二に、最近の設備輸出の実情を見ますと、契約時から代金の回収時まで期間が極めて長期に亘るものが多いと、又日本輸出入銀行法の一部改正により日本輸出入銀行の設備輸出に対する融資期限が延長されるので、これに合わせるため政府が締結できる補償契約の期間の限度を現在の五年から七年に延長することとしたのであります。

第三に、補償契約の対象の拡張により補償契約締結額の増大が予想されますので、政府が締結する補償契約の締結総額の限度を現在の百億円から二百億円に引き上げることとしたのであります。

最後に、国有財産法第十三条の規定に基づき国会の議決を求めるの件につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

日光国立公園及び中部山岳国立公園については、その景観を保護し、環境を利用して自然生活を享受できるように施設の整備充実を図つて来たのであり

ますが、今般栃木県上野郡日光町及び長野県南安曇郡上高地に所在する農林省所管の企業用財産である国有林野の一部について、国立公園計画に基く集団施設地区として総合的な管理運営を図る必要が生じたのであります。

即ち、この両区域は、それ、日光国立公園及び中部山岳国立公園の中心地でありまして、その景観は極めてすぐれ、専ら国民のレクリエーション及び外客の観光等、大衆的に利用されておるものであります。その利用者は毎年激増の一途を辿つておる現状であります。従つて、今後公共福祉用財産としてこの集団施設地区の施設を更に整備充実することは、その利用価値を増し、国立公園事業の目的達成のため、最も適切な措置と認められますので、これら農林省所管の国有林野を厚生省所管の公共福祉用財産とすることについて、国有財産法第十三条の規定により提案した次第であります。

以上がこの六つの法律案及び議決案を提案した理由でございます。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(中川以夏君) それでは酒税法案及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案につきまして質疑を行います。

○伊藤保平君 この間主税局長にちよつと簡単にお尋ねしたかと思うのですが、今度の要綱の中に示されております最終価格ですね、「概ね」と書いてあるのですが、あれはもう少し大分近づいて参りましたが、あれは最後のものですか、初めから考慮なさいますおつもりですか、お尋ねいたします。

○政府委員(渡邊喜久造君) お答え申

上げます。只今の点につきましては、大体まあ一応の見通しも、そろ／＼法案につきましましては、一応衆議院のほうに委員会は済みまして、本日の本会議へ提案されるはずになつております。従ひまして我々のほうにいたしましても、まあ衆議院の本会議における議決があり、参議院の議決があれば、何とかして三月一日から施行したいと、その意味におきまして、価格の点につきましても、至急計数の整理を進めるように現在勿論やつておりますが、更に最後の仕上げをしたいと、かようなつもりでもつて今計数の整理を続けております。最終価格につきましては、

は、大体この間お手許に差上げております資料では、清酒二級は四百四十五円、これは四百四十五円に何とか落ち着くことになり得るのではないかと思つていますが、ただまあ合成酒の二級のほうには三百三十円となつておりますが、これは三百三十五円ぐらいになりまして、清酒二級と合成酒二級の間の値差は百十円ぐらいになるのではなからうか。それから焼酎は大体そこにあると、三百円ぐらい。それからビールにつきましては百五十円といひますと、コストは一本について五円七十銭引下がるわけになります。その後の計数を整理して参りますと、どうも五円七十銭は無理じやないか、或いは百六、七円ぐらいにはせんかというふう

に思つておりますが、いづれもまだ最後のものではございません。現在計数を整理してある過程におきまして、現在としての一応の見通しというものが今申上げました程度の数字になるのじやないかということだけが、現在申上げ得るところでございますので、

御了承願ひたいと思ひます。

○伊藤保平君 まあ質問の時にすぐに意見がまじるものどうかと思うのですけれども、どうも清酒の三種類をどういふふうに分けておられるか知りませんが、清酒で十五円、それから合成酒、焼酎で十八円と、税の下る以外に、コスト、マージンで下げられるというように、まああれだと拝見できるのです。ね。「概ね」とありますけれども、どうもだん／＼實際調べて見ると、もう少しつ過ぎはしないかという感じがします。それから、まあ四割も三割も、酒の増え方がそう増えないと思うのですが、その増え方に丁度掛けてみると、つまり利潤の金額は三割か四割増えと、だから片方のマージンもそれだけ増やしていいという普通のそばだんだけでは出ないのですかね。併し五百五十万石内外の酒も、一挙に七、八百万石に上ると相当酒も戦前に近寄つて来てるのですから、今までのように稀少物資の時代は通り越してあると思うのです。その際に、一挙にこれだけ、五百五十万石も増やして、それを一年中に……酒は御承知のように一年生産で一年消費ですから、割合に生産販売上の駆け引きがしにくいと思うのです。ほかの製品と違ひまして、ストックはできませんし、そういうものをすつかり売り尽して、そうしてそれを転賣して、回収して、それで酒税を完納させますというのでは、私は少しゆとりを或る程度してやらんという、経費が相当今度は嵩むと思うのであります。まあ人件費が、今年は殖えても多少節約できましようが、やはり皆ベース・アップしておりますか

ら……。そのほか運賃にいたしましては……第一成るだけ売ろうとすると非常な宣伝費がかかると思う。それで生産費だけのことを御覧になつておるのじやないかと思ふのでありまして、その後の一年間の販賣自体の経費といふものはどういふふうに見ているか、それは相当見てやらんとしないと、まああれだけの大きな石数、又大きな税を上げる上においては、少しはやはりそういう点を見ないといふと私はうまい行かないのじやないか、それですでにいうメーカーのほうが大分弱気でありまふ。販売側から今年は逆に分圧迫も出るようでありまふから、そうするとまふ／＼いろ／＼な経費がかかつて来ると思ふ。これは正常ならざる税だと言つてしまえばそれつきりですけれども、やつぱり次の時に影響すると思ふのですが、自然、税の上にも影響しましたら相済まんことだと思ふのですが、まだ最後の御決定になつておりまふせんければ、どうかもう少し一つ寛大に、寛大と言つて無理な寛大じやないのですが、或いは少しきつ過ぎると思ふのですが、私は前途は悲観してゐるのです。だから決して寛大という意味じやないけれども、余り切りつめたものでなく、少しの潤いを持たすようにお願ひしたいと希望申上げ、かようにお尋ねするのですけれど

○政府委員(渡邊喜久造君) 我々のほうも、まあ当然のことでございますが、業者のかた／＼の立場と、それから消費者のかた／＼の立場と、この両者をできるだけ見合ひまして、その間においでできるだけ適当と認められる線を出して行きたいということをお願いしております。やはり消費者

価格が相当下るといふことが、酒の消費の増加を期待できるものでございまして、税金が下りましても消費者価格が下らないといふことになりまふから、そこに消化できる酒の量はおのずから限度が出てくるわけでございまして、と申しまして、無理に、業者のかたの利害関係を無理に圧迫して、そうしてただ消費者価格を下げたいといふつもりは毛頭ございせん。従いまして何と申しましても、例えば清酒について言へば、米のほうの値段から言へばこれは多少上つておりますが、アルコールの値段はまあ相当下つて行くことが期待できるのじやないか。合成酒につきましても、やはりこれは合成酒、焼酎共通でございまして、最近における原料の値下り、それによるアルコールの値下りといふものが相当期待できるのじやないか。それとも一つは、やはり造石数が殖えるということによる間接的な経費の引下げでございまして、これもまあ種類によつて違ひます。それから一概には申せませんが、これもやはり相当期待すべきものじやないだらうか、こういうような点を中心にいたしきめるべきかといふ点を今考えております。

それから流通過程であります卸売、小売の關係につきましても、やはり仕入価格が減れば、小さくなれば、やはり一本当りの売買によつて得るマージンといひますか、それは、或る程度減るのが本當じやないだらうか。逆の場合も考えられまして、例えば仕入価格が増税とかいふ／＼な關係で値が上りましたときに、現在のマージンをそのまま据え置く。これはもう恐らく無

理だと雖もおつしやるでしようし、従いましてやはり仕入価格が減れば具体的に資金の關係などいろ／＼ありまふが、それから考えましても、やはり減るべきものじやないだらうか。ただ仕入価格に対するマージンの割合でございまして、これは過去におきまして、仕入価格が上つた時に、絶対額は或る程度上げて参りましたが、仕入価格に対する割合は、値段だけで、動かない経費があるといふような理窟でもつて、割合は或る程度ずつ下げて参りましたから、丁度それを逆にいく關係として、割合は或る程度やはり上げて行くべきではないか。絶対額は或る程度下つてもいいじやないか。それは今お話になりました運賃とかその他の事情を考慮しましても、そういう問題がやはり結論的に出て来るのではなからうかといふことを予想しております。ただ非常にむずかしい問題でありますので、我々のほうとしましては慎重に考慮しております。近く或る程度の計数が出来たら、業者のほうの御意見もよく聞いた上で最後の結論を出したい、かように考えております。

○伊藤保平君 非常に結構なんです。振合いがわからんからはずきり言えまふせんけれども、どうもアルコールは下つておりますけれども、そのほかでは清酒のようなものはコストが下がつておらんと思ひます。そこが見通しが違ふと思ふのですが、なお再御調査願つてもいいと思ふのです。それからこういうことになりまふと、これは販売側は殖えて行くだけそう人件費も要らずしてやつて行けると思ひます。宣伝費もかかりません。ただ回収が遅れたような場合はね返りがあるでしよう。

う。併しメーカーはそれだけ売ろうと思へば相当宣伝費を要するといふことは事実だと思ふのですが、これは水掛論になるので……来年の今頃になつたらはつきりすると思ふのですが、この点はどういふことですか、この点はお願ひしたい、かように考えております。

○松永義雄君 昭和二十八年度租税及び印紙収入予算の説明の二十二ページ、戻移入する酒類の再移出による税額繰入見込額という戻移入という意味はどういふことですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 酒につきましては、何と申しましても非常に酒の価格の中で占める税額が多いものでございまして、今度のように相当大幅な税率の引下げをやりまふと、丁度三月一日に減税が施行される場合に當りましては、その三月一日におきまして、それまでに業者が一応製造場から出しておりました、大体卸とか小売の手許にある分でございまして、これは一応製造場のほうに戻しまして、そして又再移出するといふことを考えておるのであります。従いまして前に一遍課税になつております税金の分は、これは減になつておます。そして三月一日になつてもう一遍出す分が増になるといふ關係で、結局は税金としましては三月一日以後の酒は安くなるわけでございまして、本年度分として、二十七年年度分として減収が立ちまして二十八年度分として増収が立つ、個々の技術的な關係からしまして、あとのほうへ二十八年度分として増収の立つ分がここに計上してございまして三十八億、かように考えておるわけでございまして。

○松永義雄君 そうすると、一遍課税

対象となつたものが、法律が出て、そうして税率が下るといふ当てがつくと、早速又元へ戻つて、そうして三月一日以後の安い税金の負担に切り替へよう、こういう考えなんです。これは合法的な脱税を奨励しているようなものではないかと思ふのです。

○政府委員(渡邊喜久造君) 我々のほうでは別に合法的な脱税とも考えておりませんのでございまして、現在の普通の制定におきましても、例えば酒が通常の姿において市場に出て参りまして、そしてそれが何らかの理由によりまして一遍製造場へ戻る、こういう場合におきましては、出た時に税金を課税しましたその税金は、あとで出て行く酒の税金から差引くとか、或いは若しその製造場から、すぐには新らしく酒が出る見込みがないといふような状態でございまして、その税金を返すとか、そういう実質は方式がとられております。同じような意味におきまして、この時期におきまして一遍高い税率の酒が製造場へ戻つて来る、そうして又新らしく出て行く。戻つて来た時は、古い税金を払つておりますから、その高い税率の税金を差引きまして、又出て行く時には新しい安い税率の酒として出て行く。これはまあ何と申しましても、酒の税率そのものが酒の値段の中で現在におきまして非常に高い部分を占めておりました、その税金の故に、大部分の価格の変動が起るというこの故に、特に酒についてはそういう措置が一般的にきめられてもございまして、この機会にはこういうふうな措置をとるのがいいのじやないかと、実は二十五年の十二月に同じように酒の税率が下りました時に

きまして、まあ大体こういう措置によりまして一応酒の税金の負担、価格の調整を完了したわけでございます。酒の税率がこれほど酒の価格の中に大きな部分を占めておりませんですと又違った考え方はあり得ると思ひますが、現在ですと七割くらいは税金であるものでございまして、やはり酒についてはこういう特殊なことを考える必要があるのか、かように考えております。

○松永義雄君 それは酒の税金と所得税とは税種が違ふからと言へばそれまでしようけれども、年度内に儲けた金を加算すると高度の税率がかかつて来るから、翌年度に廻して、翌年度の所得と平均させればそれだけ税率が低くなるということもできそうな感じがするのですが、酒だけを保護するということの意味はちよつとわからないのですかね。

○政府委員(渡邊喜久造君) 繰返して申すように非常に恐縮でございますが、まあ酒だけ保護するといつたような観点よりも、何と申しまして酒の税率が非常に高い。従つて価格の中で占めてはいる税金の割合も非常に大きい。今度まあ、例えば現在五百二十五円である清酒二級が四百四十五円になったとして、八十円ほど値段が下るわけでございますが、その中で税金の分だけで六十五円下る。今若し先ほど申したような数字でございましたら、それでは、それでこの六十五円の負担をそのまゝにしておきますことは、恐らく新しく出て来ます酒が全部安い酒ですから、その間に出てくる酒は非常に値段が高く、消化しにくい。恐らくこういう処置を講ずることを考えませ

んと、二月におきましては酒の出荷は値下りを見越しまして殆んどとまつてしまふのじやないかというふうと思つております。従ひまして、恐らく若し政府におきましてこういう処置を講じないとしてしまふれば、恐らく三月においては税金が下るといふことを見越しまして、一月、二月におきましては酒が殆んど製造場から出なくなつてしまふという問題が懸念されるわけでございます。そうしますとまあ市場における酒の流通関係が非常に困難になりまして、まあ酒が製造場から引取りませんければ御指摘のような問題はもう全然ないわけでございますから、恐らくは製造場からの引取りが全然なくなつてしまふ、そうしますと二月において消費すべきものまでも恐らく用心のために引取りがなくなる、末端におきまして酒がなくなるような事態が、極端な場合には予想されるわけでありまして、それでは酒の供給が非常に不円滑になる、三月になつた途端にどさつと製造場から出て来るということになりますと、そこにいろいろまあ経済的なトラブルもできて来ようかと、かように考えますので、どちらにいたしまして、まあ減税を見越しますれば相当の酒の引取りの手控えも当然考えられるわけでございます。それが極端になりまして三月一日の直前において、どこの小売店へ行つても酒がなかなかないというふうなことになることも面白くないと思ひますので、便宜さういふふうなこともやはり考えざるを得ないのではないかと、かように考えております。

○松永義雄君 これはそうした極端な場合が起るといふことは自由販売制度であるから起る弊害かと考えますが、たゞこの場合だと、値が上がる或いは値が下るといつた場合に、たゞこの小売店がそういう思惑をすれば専売局から叱られるのじやないですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 専売関係につきましては私余り詳しいことを知りませんが、本当に確信のある御答弁はできませんが、専売関係におきましても、この値下げの場合におきましては、一応高い値段で小売店の持つておるものは専売局が買戻しまして、そうして新しく改良された値段によつて売れるような値段でもつてもう一遍売戻す、こういう形式をとりまして小売業者が、これは又極端にはつきりも値段がそこで以て切替わりますから、小売業者が特別の損失をこうむらんような措置を講ずるようになっていると思ひます。

○松永義雄君 たゞこのほうはその方面のかたにお聞きするとして、酒の中へ水を割るといふことは、一体これは法律上どういふことになるのですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 酒の中に水を入れるということ自身だけでは我がのほうでは不正には見ておりません。ただ問題はそれ／＼の公安価格におきましては、例えば特級酒なら特級酒のときはアルコール分が何度以上あるか、エキス分が何度以上あるかという一応の規格がきめてございます。これは公安価格のある酒につきましてはいずれも一応さういふような規定がございしますが、水を割りましたその規格から外れるようなことになりますと、公安価格違反のような問題が出て参りますが、水をただ割るといふだけでは我

我のほうでは不正と見ておりません。

○松永義雄君 製造場では一定の率があるから一応その率に従つて酒を作ると思うのですが、併し販売になるといふと、まあ何箇所でも何箇所でも水を割ると、終いに飲むところは酒を飲むのか水を飲むのかわけがわからなくなると、ですから、ああいつたことは、元できまつておるのが末端へ行くといふと、全くその割合が外れてしまふ、そういう一いつた一体販売というものは、これは販売だから止むを得ないといふのですか、何かそこに監督の規定があつて、元の製造の純清酒といふか、そのままで売らなければならぬといふことになつておるのですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 販売の段階におきまして水を割るか割らないかというふうな問題も、昔は随分やられた問題でございしますが、最近におきましては清酒につきましてはさういふようなこともあつたかと思ひますが、瓶詰りの関係が非常に普及して参りまして、従ひましてときには更に瓶詰のままでいたずらをする場合が絶対にないとは申せませんが、大体において瓶詰、王冠付きの瓶詰になつておりますために、余りさうした極端な事例はないのじやないかというふうに思つております。

なお、これが政府の取締関係といつたしましては、先ほど申しましたように一応の公安価格の制度によりまして、アルコール分なりエキス分に應じて規格がきまつておりますので、最近におきましては一時言われました金魚酒といふような名前の、ああいう極端な薄い酒といふものは殆んど市場にはもう出ていないのじやないか、同時に又消

費者のほうにおかれましては、さういふ悪い酒についてはもう買ひ手がつかないというのが大体実情でありまして、それほど極端な事例がそこにあるとは我々のほうでは考えておりません。

○松永義雄君 一級酒の中にいいのと悪いのとあると、さう言ふのですけれども、一体一級酒を決めるときにはどういふ標準によるのでしようか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 一級酒、特級酒を決めますのは、先ず一つの規格といたしましてはアルコール分とエキス分、この二つをいけば分析して見れば、そこに答えが出るようなものの一つの制限がございします。これは私たちのほうの関係からおのずから一級酒の資格ありや否やということが出て参るわけでございますが、併し酒といふものは単純にアルコール分が高いからとか、或いはエキス分が多いからというだけでは、製品の値打としましてはすぐにそれだけで決まるものではないと思ひます。やはり醸造技術がそこに強く働かしまして、いい酒でなければ、よしアルコール分が高うございまして、エキス分が多くていい酒ではない、さういふことになるわけでございます。従ひまして現在我々のほうでやつておりますところでは酒類審議会といふのがございまして、そこに技術者のかたが相当大勢おります。なお委員外ではありまするが、酒について相当の意見も参考にいたしまして、いわば品評会ですと同一ような形式で、きき酒をすつとやつております。従ひまして先ず第一の条件としましては、アルコール分、エキス分が規定の規格

以上あるということが第一、第二には
そうした酒のきき酒について熟達した
人のきき酒を経まして、そうしてこれ
は一級酒の十分資格ありというものだ
けを一級酒に一応承認しまして、それ
を一級酒として売出すことを認めてい
るわけでございます。ただそういうも
のでございますから、一級酒の中にも
非常にいい一級酒と、それから一級酒
としては、いわば線ぎりぐりの一級
酒とがないとは言えないわけござい
まして、従いまして同じ一級酒の中
でも、いい酒もあり、悪い酒もあるとい
うこともあり得ると思ひますが、併しお
のずからその線の幅はそう広いもので
はございませんから、そう極端にいい
一級酒があり、極端に悪い一級酒があ
るといふような事態であるとは思つて
おりません。

○松永義雄君 きき酒というのは、中
立の立場からきき酒をなさるのでし
うけれども、呑むほうの側から見た酒
の味というのは、客観的に見て非常
に一級酒として悪いというか、非常に
差があるというやうなものが販売され
ているやうな話ですが、そういう客
観的な消費者側の考え方というもの
は、一級酒の標準をきめる時に参考に
されるのですか、どうですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 消費者と
いいまでもなか／＼むずかしいもの
ですから、消費者の特に代表のかたが
きき酒に参加するといふことはちよつ
といたしておりませんが、併しいわば
販売業者のかたは、まあそういう製造
者からいい酒を買つて参りますれば、
販売業者としては売りたいわけござ
いますし、それから悪い酒であれば、ど
うしてもこれは卸しとか小売の段階に

参りまして一級酒としては売りにく
い。まあいわば消費者と共通した立場
があるわけでございますので、きき酒
などによりまして級別をきめる場合に
おきましては、販売業者のかたで多年
この仕事を扱つておるかたの意見は、
きき酒の形において取入れられる。こ
ういふことによりまして、恐らくそれ
によりまして消費者のほうの嗜好とい
うものが或る程度そこに反映して来る
のじやないか、かように考えております。

○松永義雄君 米の二十万石の増量、
米を酒につぶすといふことですが、主
税局のほうではそれ以上に米が酒の増
加のために要求されておつたと、こ
う言つて、主税局としては食糧政
策というものを考へて、そういう要求
をされるのでしようか。それとも単純
に価格政策か、或いはその他の理由か
らそういう要求をされるのか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 主税局と
いたしましては、食糧の事情というも
のを全然無視した要求は当初からいた
さなかつたつもりでございます。ただ
我々のほうの観点からいたしますと、
やはり酒が大きな税源であるといふこ
と、同時に酒造業のほうで持つてい
る施設といふやうなものに限りまして、
そうして一応今年としては、例えば百
万石なら百万石といつた程度酒造米と
して配給して欲しいといふ要求はする
わけでありまして、併し、農林省のほう
が総合的に主食の全体の需給関係を
見ておりまして、従いまして業者のほう
で話合ひまして、我々のほうとしま
して農林省のほうの総合的な判断に
よる主食の需給関係といふものも、い
ろいろ説明を聞けばわかりますので、
両者の意見の一致したところによりま

して今年は九十四万石の割当というこ
とが決定した次第でございます。

○松永義雄君 これはまあ理財局かど
こかよそに対する質問かも知れませ
んが、とにかく食用に供され得る植付面
積を減らして、そして酒を造るための
米の耕作にだけだけの面積を廻すとい
ふことになれば、それだけ外国から高
い米を輸入しなければならぬ結果にな
つて来る。従つて又補給金もそれだけ
増えるという結果になつて来る。で、
こうしたものに対する見方は、国の力
の全体から觀察すべきことだと思つて
いますけれども、現状の日本の下にお
いて、産業投資特別会計法という法律が
出て来て、そうして経済の再建、産業
開発、貿易の振興などという特別の法
案すら出て来るのでしようか、そうい
つた情勢の下において、一体酒の税を
殖やしたりビール税を殖やしたりす
るということは適切でないように考へ
るのです。まあ、あなたに御質問すべ
きものか、大臣に質問すべきかどうか
と思つて、後日大臣に質問したいと思
ひます。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在のま
あ主食の需給関係からいたしまして、
相当量輸入量に待たなければならぬと
いうことははつきりした事実でござい
ます。従いましてそういうやうな事態
におきまして、なおかつ酒或いはビー
ルのための主食の配給を増加させるの
がいいか悪いかといふ点につきまして
は、これはまあいろいろ意見があり
得ると思ひますし、総合的な観点から
しての御答弁は或いは別の大蔵なり政
府委員から答弁をしてもらうべきでは
ないかと思ひますが、我々のほうとい

たしまして、やはりそういう総合的
な判断を無視して要求しているわけ
はございませんが、いろいろな観点か
らしまして、財政上やはり相当ここに
税源を求めるといふ希望はあるわけ
でございます。総合的な観点からして
割当が許される場合におきましては、
やはりそう極端に多きを希望いたしま
せんが、或る程度の増加は希望いたす
わけでございます。今回はそういう
希望が或る程度総合的な判断の上にか
なえられたものと思ひますが、その結
果といたしまして、現在考えられてい
るやうな結論になつたわけございま
して、総合的な判断の上からして、ど
ういふやうにこゝういふ程度のものが許
されるかといふことは、これは別途関
係の者から説明して頂きたいと思ひま
す。

○松永義雄君 もう一言聞きますが、
戦争中に遊興飲食税を上げて、そうし
て戦費に廻したといふことに対して、
こんな金で戦争なんかやつたつて勝
てるものかといふやうな議論が各方面
から出ていた。この産業の開発のために
収入を擧げて、そうしてそれが産業開
発とか、日本の復興とかいふことに廻
されるかどうか知りませんが、廻され
るにしても、何か割り切れぬものが
出て来るやうな感じがする、これは大蔵
大臣に聞こうと思ひますが、その前
に……

○政府委員(渡邊喜久造君) ただ一
言、これだけ今までの説明の時に行届
いておりませんが、附加えさして頂
きたいと思ひますが、今度の税率引下げ、
それから価格引下げに際しましては、
従来密造酒として相当市場に出てい
る、こゝういふものを正規の酒に置き直

したい、こゝういふ考え方が多分に入
つてゐるわけでございます。従いまして
従来密造の故につぶされてゐたもの
が、相当正規のほうへ廻つて来ると思
ひますれば、広い意味においての酒に使
われてゐるものがそう殖えなくても、
正規の酒としては殖えるといふことも
あるわけだと思ひます。そのやうな点
もやはり一つは今度の値下げ、その代
り増石した計画に入つてゐることだけ
をちよつと附加えさして頂きたいと思
ひます。

○松永義雄君 密造米の中で、自家用
とそれから販売用と二種類あると思
ひますが、販売のために悪用されてい
る米の量はどれくらいなんですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 密造の石
数の見積りは実は非常に困難でござ
いまして、我々のほうとしましては
いろいろ推計をしておりますが、はつき
りした数字は実は掴みかねておりま
す。販売のほうの密造はどちらかと申
しますと、焼酎のほうに割合に多いの
でございまして、それから米を漬して
のいわゆる濁酒のほうは、販売の分も
ないとは言へませんが、割合にまあ販
売以外のいわば自家用に使われてい
るのが多いといふのが一般的な傾向だ
と思つております。大体密造の酒がど
れくらいあるか、いろいろな数字があ
りますが、一応まあ百五十万石ぐら
いはあるんじゃないだらうかといふやう
には考へておりますが、併しそれらの
中には焼酎も入つておりますし、それ
から米による濁酒も入つておる、これ
がもつと多いじやないかといふ意見
と、まあそんなにあるだらうかといふ
意見もあるんですが、実は我々のとこ
ろも一応の推計を見てゐる程度であり

まして、余り適確な数字は、そのことの性格からしまして、掴み得ないことを遺憾としております。

○松永義雄君 昔からよく言われていることで、くどいようですけれども、例えば秋田とか東北地方で農家が酒を作つて税務署と喧嘩をして殺傷沙汰まで起きていることなんですから、農家の自家用に使つては米を取上げるために農家を圧迫するという結果になつても構わないということですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 農家の自家用に使つては米を取上げて圧迫になつてはどうかとを、別に我々のほうとしては特に意識して考へてはいるわけではございません。ただ酒の密造ということは財政の確保の見地からしまして、これは何とかしてやはりやめてもらふべき性格のものだというふうには思つております。従いましてそれでは何で密造ができて行くかというゆゑんを尋ねて行けば、一つは税金が相当高い、従つて正規の酒の値段も相当高いといふことがどうして一つの原因でございまして、片方においては税金を引下げ、その値段を引下げることにによりまして、それからどうしても或る程度の取締りがそれに随伴しなければなりません、その両方が相待ちまして、農家の密造だけではありませ

ん、むしろ都市における販売用の密造のほうが重点的にいへば先ず第一に行くべきものだと思いますが、そうしたものを含めての密造を漸次なくして行くように我々は努力して行くべきだと、かように考へます。

○松永義雄君 農家、殊に東北地方の密造というものは法律があるから悪いといふことであつて、農家経済のほう

からみるといふと妥協性を帯びてはいるから農家が収支が償われないといふか、米の買入価格が安いといふのか、再生産に必要な価格を見込んでの米の買上げをやつてはいるのかどうかという問題に触れるんですけれども、その農家の経済をどう危くするほどに圧迫して行つて、そして東北のいい米を使つて、そして金持だけが酒を呑んで、税金などは知れたものだと言ふ階級にのみ酒を飲ませるという結果になれば、これ又農業政策の上から非常に大きな誤りだと思ひます。自家用に使う米はこの程度ならば別に法に触れないといふようなことは考へられないですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 農村における自家用酒の醸造を許しまして、それに対してはまあ課税しないといふような措置ができないかというふうな御質問だと思いますが、現在の状況によりますと、さうな措置は遺憾ながらちよつととり得ない、結局酒に對しまして財政の上からいひましても、とにかく四百億以上の財源をそこに求めるわけではございまして、農家における自家用酒の製造を認めれば、恐らくそれが相当大きな影響を持ちまして、酒の税といふものは可なり大きく崩れて行く危険が多分にあるように思つております。この問題は可なり古くから議論はされておりますが、財政当局といたしましては、やはりこれだけの大きな税金を酒に依存する限りにおきましては、ちよつとそれを実行するだけの氣持がないと申上げざるを得ないと思ひます。

○松永義雄君 これをやめますけれども、農家の供出の場合においては、食

う米までも出してそうして供出して、そうしてあとでは高い米を買つて、闇米を買つて食べなければならぬといふ状態まで追い詰められたときもあつた、そのように農家は国家のために奉仕しているのです。一杯の酒でも飲んで、明日の労働のために元氣を出そうと思つて酒を買いに行けば、とにかく税金を払わなければならぬ、消費税を払わなければならぬという結果になれば、農家といふものはいつまでたつたつて浮かばれないといふことになるのです。これは酒の税金のほうから解決すべきことじゃないかも知れないけれども、併しほかで見合ふといふことを考へなければ農家は助からないと思ひのであります。

○政府委員(渡邊喜久造君) 農村経済をどういふふうにして維持し、更に建直して行くかという問題は、大きな観点においてやはり解決されて行くべきものだと思つております。酒の問題だけではない、解決しにくい問題だと思つておりますが、なお酒に関する問題だけ見ますれば、今度の改正におきましても、一応配給酒としまして税率を普通酒、合成酒等におきましては、普通の自由販売酒に比べて三割方低い税率のものを一応配給することを考へております。これで問題が全部解決されると思つておられますが、併し一応酒の税と言ひます、その限りにおきましてはこゝに配給酒を、これは主として農村を対象に考へておりますが、その辺の努力によりまして、一応農家のそうした氣持に對しましては、できるだけのまあこれに對する手段は講じたい、かように考へております。

○松永義雄君 現在配給酒というのはどの方面に配給されているのですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 配給酒の制度に戦争中から起きました戦後も引續いてなされておりました、その当時におきましては各家庭に對しましても配給の制度があり、同時に農村とか或いは鉱山とか炭鉱とか、そうした重要な産業に對しまして、酒のまあ特配といつたような意味における制度があつたわけではございまして、その後需給關係が大分變つて参りました、原則としてはもう自由販売酒が普通の酒であるといつたような状態になつておりますので、現在におきましての配給酒の配給されまゝ対象は、殆んど大部分が農村でございまして、農村以外の配給は殆んど問題にならん程度の数量でござい

ます。

○黒田英雄君 ちよつと一、二伺つて見たいのですが、今度の衆議院での酒税法の修正案を今頂戴したのですが、恐らくこれは委員会でも全会一致でまつたといふことを聞いておりますし、本会議も通過してこつちに来るものと思ひますが、この中で附則の九と二十一項中の修正でございまして、大体その卸販売業に指定販売業と、そうでない販売業と設けられておりますのは、税率に計算税と本税とがあつた結果であらうと思ひます。卸の販売としては変態であるわけでありまして、これはいづか卸といふものは一つになるものであらう、又さういふふうになるが、今回原案においては三月一日から一年間現行のままを据置

な制度、その他の現状に鑑みられまして、さういふふうになつたものと思ひのでありまして、まあこれは止むを得ないことのように思ひますが、更にこれをもう一年延ばして三十年の二月二十九日まで、八日ですか、二月二十八日まで延びるということになつておるのであります、これに對して當局としては、積極的に無論御賛成はなかつたものと思ひますが、政府の考へはどうかであつたのですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 政府といひましては、結局今申上げましたように指定販売業者の制度はもと／＼が配給酒が一般的であります、自由販売酒が例外的にできた時代でありま

す。従つて自由販売酒は当時のいわば闇で売られておりました酒の値段などに一応見合ひまして、従つて大體闇ではこれくらい酒が動いてゐるとか、従つて大體これくらいの値段までのものにして自由販売酒という制度を作つたらしいじゃないかといふ時代におきまして、そこに従来の税率を基本税率とし、自由販売酒だけ高く売つてもいいといふ意味の税率を加算税率としまして、そして現在の二本建ての税率ができてゐることは、これは黒田委員の御承知の通りであります。又同時にその二本建ての税率ができました時に、加算税率をこの段階において課税するかといふ問題から出発しまして、當時は公団があつて、まあ公団の段階において加算税率は課税しよう、それが公団がなくなりましたに伴ひまして、その代りとして指定販売業者という制度ができたことは、これ又黒田委員の御承

知の通りであります。それで政府とい
たしましては、すでに配給酒、自由販
売酒の区別がもう殆んどなくなりまし
て、大部分が自由販売酒であるとい
う一つの事実と、それから又税率その
ものが相当下つて参りまして、若し、例
えば年度の税率引下げなどにおきまし
ても、この引下げ部分を全部加算税率
のほうで引下げたとすれば、殆んど加
算税率の残らんとしたようなものも
種類によつてはあるのでありまして、
この二つの事実を見まして、もう基本
税の税率、加算税の税率というものは
なくしまして、もう一本の税率にして
しまおう、同時に指定販売業者の制度
は全国的に相当根強くできております
から、これを一挙になくしてしまおう
ということにつきましては、相当経済的
な混乱も生れるということが危惧され
るわけでございまして、やはり或る
程度の経過的な期間を置く必要があ
らう、これは政府といたしまして、同
じような考え方を持つてゐるわけで
ございまして、政府といたしまして
は、従いまして将来はこれをやめよう
という、併しすぐに例えば今度の法律
の施行の機会におきまして、それをや
めてしまふというのには、これは適當
でない。で、結局それではどの程度の猶
予期間を置くかというのが、御指摘
になりました問題の焦点でございます
が、政府としましては、大体一年あれ
ば問題は解決できるのじやないか、か
ように存じまして、明年の二月末にこ
の区別がなくなるといったような案を
提案したわけでございまして、衆議院と
されまして、その経過的な期間は一年
ではまだ短か過ぎる、従つてやはり二
年くらいは少くとも必要である、かよ

うに考えられたものと思ひます。御指
摘のように委員会におきましては、二
年という修正がなされたわけであり
まして、政府といたしましては、原案を
出す時におきまして、まあ一年で大体
いい、特にまあ二年でなければならん
というふうには、実はまだ考えており
ませんが、衆参両院がそういうふうな
御修正になれば、それで問題はきまる
わけでございます。現在としましてど
うかと言われますと、政府としては一
年でいいと少くとも考えていたとい
うことを申し上げておるわけでござい
ます。

○黒田英雄君 政府の考えはわかりま
したが、これは私も一年ならば大体整
理がつくじやないかと思はれるので
すが、大体この指定販売業者という
ものが残つてゐるというところは、今度の
酒税の保全及び酒類業組合等に関する
法律案によりまして、卸の販売組合を
作る場合においては、指定販売業者
も、それから普通の卸業者も一つの
組合になると思ふのですが、さうい
なつたときに、組合員が各々一票の権
限となつておられますので、指定販売
業者よりも、そうでない卸業者のほう
が数においては非常に多いと思ふので
あります。そうしますと、酒類
の需給の規制等に関する協定などを作
ります場合には、いろいろ感情上
面白くない結果を生ずる虞れはありは
しないかというのを心配するのです
が、まあ一年であればそのところは
やや緩和して来ると思ふのですが、こ
れが二年になると、どうもさう
いうことが、面白くない結果が起つて
来はしないかというのを憂慮する
のであります。若しこれがさうい

ふうにきまりましたときに、法律的に
でも、法律でできるのですから当然で
あります。これはもう二年で絶対に
延びるものでないというふうな政府
は、法律でできるのですから、さうお
考えになるのは当然ですが、政府から
延ばすようなことは勿論ありますまい
が、さういふことをお考えになります
か。それはちよつと委員会においても
当分のうちという議論が大部分であ
る。このことを聞いておるのでありま
して、当分になるといふと、これは相
長くなるのが今までの慣例ですから、
さういふ趣旨からこれを先ず二年とい
うことになつたとすれば、非常に憂慮
すべき結果があると思ふのですが、そ
の点に關してどうですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) まあ衆議
院の委員会の意向を私は余り忖度して
申上げることはいささか僭越だと存じ
ますから、衆議院の意向がどうであ
るというところは、ちよつと私としては
何も申上げかねますが、政府といたし
ましては、大体一年でまあ整理は大丈
夫でございまして、それが更にいろ
んな観点から憂慮されて二年になつた
というわけのものでございまして、少
くとも政府が新しい提案をしまし
て、衆参両院を通過して二年としま
つた場合に、それを延ばすという提案を
することはちよつと考えられないのじ
やないだらうかというふうにお考え
しております。

○黒田英雄君 その点は大体わかりま
した。それ以上はどうも……
それから配給酒は当分のうちとい
うことになるようですが、これはおよそ
いつ頃までやられる予定ですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 配給酒の
問題は多少我々も指定販売業者の制度
とは違つた観点で実はものを考えてお
りまして、従いまして例えば指定販
業者の一年限りの規定は今度の改正法
の附則に入れておきましたが、配給酒
の問題はこれを租税措置法のほうに特
に実は規定しておきまして、多少規定
の恰好におきまして書いておいた次
第でございます。衆議院でもいろいろ
説明申上げました際におきまして、
配給酒の制度につきましては、とにか
く今年は相当価格の点につきまして大
きな変化があり、又生産の数量とい
いますか、消費を期待してゐる数量にも
相当従来と比べて大きな変化があ
るわけでございまして、取りあへず
の措置として配給酒は一年間これをや
ることになりましたが、今年一年の推
移を見まして、若し必要があればこの
規定は或いは更に国会の議決を経て延
ばして頂くようなことになるかも知
れないというふうな御説明は申上げて
おいたわけでございまして、それで衆議
院としましては、それでは当分のうち
ということにしておいたほうがいいん
だらうというお考えだと思ひます。我
々のほうで一年間と期限をきつてお
りましたのを、当分のうちと委員会では
修正されたわけでございまして、従いま
して時期の問題につきましてはこれも
まあ一応のはつきりした点については
委員会の意向も一応付度以上に出ま
せんが、いろいろ委員会などで御議論申
上げてゐる過程から、若し推測するこ
とが許されるとしますれば、一応密造
の問題なども結びついておられますか
ら、その辺なども考慮しながら、配給
酒の制度をやめてもいい時期というの

で、まあこれが二年になりますか三年
になりますか、現在としましては、
これについて大体何年くらいで結末が
つくかというところは、ちよつと私とし
ましてまだ見通しができかねるよう
な状態であります。その意味において
らく委員会としても当分のうちとい
ふうに修正された、さういふふう
に思ひます。

○黒田英雄君 配給酒が二年以上も続
くということになつた場合には、指定
販売業者というものがなくなつた場
合に、そのときには配給酒を安い税で生
産者が売られることと思ふのですが、
その手続はさういふふうになるの
ですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在我々
のほうで考えておられますのは、切符が
販売業者の手に移ります。その販売
業者の手へ集つた切符を製造業者の
庫出しの場合におきまして、その切
符に対応する配給酒である場合にお
きましては、安い税率として税金を納
めればよい、さういふふうな制度に
すれば、強いて指定販売業者という制
度がなくとも、配給酒の制度は運営で
きるのじやないか、かように考えて
おります。

○黒田英雄君 もう一つ、十四条の酒
類販売業者の取消しができる規定のう
ちにはないようですが、販売業者が販
売する石数に何らの制限がないのです
か。少しでも売つておれば……。それ
は事実販売しない場合は取消されるの
ですか。極く僅かのものを売つても、
それは取消しができないことになるの
ですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 考え方と

しましては、まあ看板はかけていまして、實際は酒の販売を全然やつていないという事態を考へてゐるわけでございます。一応看板を掛けておき、それで酒類の販売をしてゐる、それがその数量について、全然ない場合でなければ一応この規定には該当しないと考へておきます。

○黒田英雄君 免許には制限石数はあるのじやありませんか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 新しく酒類の販売を免許しようといはしますときにおきましては、大体その販売業者はどれくらい販売をなし得るかとか、余り僅かな量しか販売できない、従つて販売業者としての経営が殆んど困難であろうという事象におきましては、販売免許をしないという事はやつてあります。販売業者の免許をいたしたうちに、おきまして、その数量が減つたということによつて免許の取消しは行なつておきます。

○黒田英雄君 第四十三条の二項ですが、「前項第一号の規定の適用を受け、清酒にアルコールその他の物品を加えた酒類は、清酒とみなす」ということで、新たに製造したとは見ないのですか。この文中の、その他の物品というのは薬品みたいなものですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) この規定は現行の酒税法と全然同じの規定をそのまま引移した規定でございます。適用におきましては、現行の、現在やつておられますことを考へておきます。現在この規定を使つてやつておられますのは、例えば醸造の過程におきまして、まあ腐りかけたと言つておられますが、腰が弱くなりまして、放つておけば腐つてしまふという酒がござる場合、アルコールを入れまじたり、その他薬品を入れました、それを救助するような場合がございます。そういうような場合にそのできた品物を清酒とみなして課税し、商品として売らせて行くというのが現在の建前でございます。この規定においてやつて行きたい、さうに考へておきます。

○黒田英雄君 酒税保全のほうの法律もいいたいですか。

○委員(中川以良君) どうぞ。

○黒田英雄君 酒税の保全及び酒類組合等に関する法律案について、酒類組合とすれば、酒類業が各地にたくさんありになるようですか。一向差支えないものだらうと思ひますが、御業者などは、それによつては、指定販売業者が一つ、それでないのが一つ、売業者が一つ、それでないのが一つ、というふうなところも随分あるように思ふのですが、そういう場合に勿論税務署の管轄区域でできないことは明瞭であります。これをやろうと思ふときは、どうするか。或いはよその県と一緒合併して幾つかになる、或いは国税局管内で一つの単位組合になるとか、そういうことになるように思ふのですが、それは大蔵大臣の認可を得るのに単位組合の数の制限というふうなものはないですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在機械的に数をどうこう制限するということはない。実はまだ考へておきませんが、併し組合である限りにおきましては、二人の者がまあ組合を作るといふことは、おのずから組合であるのに適當でないといふことが結論的に出て来るのじやないかと思ひます。従ひまして御指摘のようないふ場合におきましては、例えば国税局管内に一つの組合を作るといふたようなことも考へていいんじやないかといふふうな思ひます。そういうことを一応予想いたしましたものでございます。第七條におきましては、一応原則的には税務署の管轄区域といふものを以て一つの組合の単位に考へておりますが、政令で定めるところによりまして、大蔵大臣の承認を受けたときは特別の区域によることのできる。例えば県単位によることのできる。例えは県単位によつて、更に今一つの考へ方でございます。更に今の御指摘のようないふ県単位では、二人で組合になつてしまふといふような場合に、これは、これじやまあ果単位ではまだ小さ過ぎるから、少くとも国税局単位にしたほうがよからうといふことが出て来るわけだと思つております。ビールのときは、御承知のように全国で三社でありますから、若し作るとすれば全国単位の組合以外には作れないのではないかと考へます。が、そういうようなことも考へまして、一応七條に但書を付した次第であります。

○委員(中川以良君) 速記を止め

○委員(中川以良君) 速記を始めて

○委員(中川以良君) 速記を始めて

あるんでございます。その点は、すでに委員には出張報告として御報告申し上げておきますが、それは丁度難のほうで酒の關係のいろ／＼調査をいたしたのであります。その際に実は醸造用の酒樽の問題でございまして、やはり酒樽といふものは杉の赤味でもつて、昔ながらのあの樽でなければならぬといふふうな思つておりましたところが、最近はその杉の赤味の樽が味を出さなんだといふことは科学的には立証されないんで、むしろいい酒を經濟的に作るのには珪瑯タンクがいいんだといふお話なんでありまして、それでいろ／＼伺つて見ますと、少くも木の樽のときには大体目減りが六割ぐらゐる、珪瑯タンクになると二割ぐらゐで済むんである、四割の節約になるといふことがはつきりわかつてゐるやうであります。これを考へて見ますと、百万石を醸造いたしますのに、酒が従来よりも四割余計に売れるわけでありまして、国家の税の収入といたしまして、少くも一カ年に二十億一千萬圓が余計に入る、又これに對して業者のほうもやはりそれだけ余計売れるんであるから、いわゆる品質の向上におけるサービスも、又將來は安い酒を大衆に供給するといふことも可能になるんだらうと思ふのであります。ただここに難点がございまして、この珪瑯タンクに設備を替へるところの資金の問題にあるやうであります。これは只今百万石の珪瑯タンクを作るのには三十九億六千萬圓を要するといふやうな計算になつておるやうであります。これは考へますと約二年足らずで償却ができるやうな勘定に私はなると思ふのであります。

これは酒の合理化の面から申しまして、この資金の斡旋をしてやるべきではないかと思ふのであります。これらの点につきまして主税局のほうではすでに陳情等もお受けになつておると思ひますが、どういふやうな御見解でおられるか、一応政府側のお話を承りたいと思ふのであります。

それからお、企業の合理化の法律によりまして、企業の合理化を促進いたしますためにいろ／＼な方法が講ぜられておられますが、機械の償却年次の短縮化等もやつておられます。この意味から申しますと、この珪瑯タンクのいわゆる償却が二十年で、二十年の耐用年数になつておるやうでございまして、これを五年なり三年なりに縮めるというやうなことも考へられるかどうか、この点も一応一つ御所見を承りたいと思ふのであります。

○政府委員(渡邊喜久造君) 委員長の御質問は、問題を二つに分けて御答弁申し上げるほうがいいのではないかと考へます。一つは珪瑯タンクの資金の問題につきまして、政府として、例えばその斡旋等についてどういふやうな考へ方をしているかという点について、先ずお答えを申上げておきます。珪瑯タンクが現在の酒造の上におきましては、いわばこれが順次一般化するべきものであります。昔のやうな杉樽のやうなものでございまして、欠減の点から考へましても面白くありませんし、まあその他のいろいろな面からして今後の酒造、酒の醸造は、珪瑯タンクを中心になさるべきものであるといふことにつきましては、我々も全然同じやうな意見を持つております。

い足りないと思う。この木桶を金属のタンクに変えることは非常に生産的な、政府としては直ちに自然収入になることですから、もう少し積極的に方策を講じて頂きたい。これは国家のために全く無駄なものですから、空に消えるものを救うことですから、重ねて私からも一つお願いしておきたいと思ひます。

○委員長(中川以實君) それでは本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十七分散会

二月十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律(昭和二十三年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一項日本専売公社製造たばこ価格表を次のように改める。

種 類	名 稱	標 準 規 格				單 位	価 格
		型	式	品	質		
口付紙巻たばこ	朝 日	長さ 八五 内周 二九	ミリメートル	葉たばこを用いた中級品		一〇本	一五円
両切紙巻たばこ	富 士	長さ 七〇 内周 二七	ミリメートル	黄色種葉たばこ八〇%以上を用い特殊加香を施した上級品		一〇本	六〇円
同	ピ ー ス	長さ 七〇 内周 二六	ミリメートル	黄色種葉たばこ五〇%以上を用い特殊加香を施した上級品		一〇本	四〇円

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第七条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れて整理するものとする。

2 この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、積立金を減額して整理するものとする。但し、その損失の額が積立金の額を超過するときは、その超過額を、積立金がないときは、その損失の額をそれぞれ損失の繰越として整理するものとする。

(剰余金の繰入)

第八条 この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第九条 運輸大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同条第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

第十一条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを大蔵省資金運用部に預託することができる。

(借入金)

第十二条 この会計において、再保険金及び再保険料の払いもどし金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることが出来る。

2 前項の規定により借入金をすることが出来る金額は、再保険料をもつて再保険金及び再保険料の払いもどし金を支弁するのに不足する金額を限度とする。

(一時借入金)

第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をすることが出来る。

をすることが出来る。

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度内において償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入、償還等の事務)

第十四条 前二条の規定による借入金及び一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十五条 第十二条第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第十三条第一項の規定による一時借入金金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越)

第十六条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の納納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 運輸大臣は、第一項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

第十七条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、法施行の日から施行する。

2 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「緊要物資輸入基金特別会計」の下に「木船再保険特別会計」を加える。

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第十八条第二項但書の規定による借入金」を「積立金から生ずる収入、第十八条第二項但書の規定による借入金の借入」に、「第十四条」を「第十四条第二項」に改める。

第十三条の見出し中「繰入」を「処理」に改め、同条中「及び附属雑収入」を「積立金から生ずる収入及び附属雑収入」に、「これを一般会計の歳入に繰り入れるものとする」を「予算の定めるところにより一般会計の歳入に繰り入れる金額を除く外、これをこの会計の積立金として積み立てるものとする」に改める。

第十四条の見出し中「補てん」を「処理」に改め、同条中「当該年度の一般会計の歳出をもつて補てん」を「前条に規定する積立金から補足」に改め、同条但書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の決算上の不足を同項の規定により補足することができないときは、翌年度において、一般会計から、その補足することができない金額に相当する金額を、予算の定めるところにより、この会計に繰り入れて補てんするものとする。

第十七条の見出しを「(余裕金及び積立金の預託)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この会計の積立金は、資金運用部に預託して運用することが出来る。

改め、同条但書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の決算上の不足を同項の規定により補足することができないときは、翌年度において、一般会計から、その補足することができない金額に相当する金額を、予算の定めるところにより、この会計に繰り入れて補てんするものとする。

第十七条の見出しを「(余裕金及び積立金の預託)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この会計の積立金は、資金運用部に預託して運用することが出来る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

(外国為替及び外国貿易管理法の適用)

第十九条の二 日本開発銀行は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の適用については、銀行とみなす。

附則第十八項中「他の法令」を「第十九条の二に規定する場合を除き、他の法令」に改める。

アルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律案

（昭和二十二年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「アルコールに関する試験及び研究並びにこれらの」を「及びその」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 この会計に属する国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。）及び物品（国有財産法の適用を受けない動産をいう。）のうち、現に発酵研究所の用に供しているものは、この法律施行の際、無償で一般会計へ所屬を移すことができるものとする。

3 前項の場合において、アルコール専売事業特別会計所屬の固定資産及び作業資産を無償で一般会計へ所屬を移したときは、その価額に相当する金額だけアルコール専売事業特別会計の固有資本の額を減少するものとする。

4 アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律（昭和二十五年法律第三十号）第一項の規定による昭和二十八年度の納付金の計算に関する同法の適用については、同項中「毎会計年度末における固定資産及び作業資産の価額の合計額」とあるのは「昭和二十八年度末における固定資産及び作業資産の価額の合計額にアルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第 号）附則第三項の規定による固有資本の減少額に相当する金額を加えた金額」とする。

する。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

造幣局特別会計法の一部を改正する法律

造幣局特別会計法（昭和二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条中「補助貨幣」の下に「（貨幣法（明治三十年法律第十六号）第三条に規定する貨幣で金貨幣以外のもの及び同法第十七条の規定により通用する貨幣並びに臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）第二条に規定する臨時補助貨幣をいう。以下同じ。）を加える。

第十八条第一項中「補助貨幣の回収に充てるため」を削り、「第九条の規定により編入する金額」を「第九条又は第三十二条第一項の規定により編入する金額、第十八条の二第三項の規定による一般会計からの繰入金」に改め、「（この会計の歳入に繰り入れる金額を除く。）」を削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 回収準備金は、補助貨幣の引換又は回収に必要な金額に充てるものとする。

第十八条の次に次の一条を加える。

（回収準備金の使用）

第十八条の二 回収準備金は、前条第二項の規定により補助貨幣の引換又は回収に充てる外、予算の定めるところにより、補助貨幣等

の製造に要する経費並びにこの会計の固定資産の拡張及び改良に要する費用に使用することができる。

2 前項の規定により固定資産の拡張及び改良のため使用した回収準備金の額は、この会計の固有資本の増加に充てるものとする。

3 補助貨幣の引換又は回収上回収準備資金に不足があるときは、第一項の規定により固定資産の拡張及び改良のため回収準備資金を使用した金額の範囲内において、その不足を補てんするため必要な金額を、一般会計から、予算の定めるところにより、回収準備資金に繰り入れることができる。

第十九条を次のように改める。

（回収準備資金の運用及び運用益の処理）

第十九条 回収準備資金に属する現金は、資金運用部に預託する場合に限り、運用することができる。

2 前項の規定により運用利益金を生じたときは、当該利益金は、回収準備資金に編入するものとする。

第三十一条中「第七条第一項」を「第十八条の二第一項」に改める。

第三十二条の見出しを「（利益の回収準備資金への編入）」に改め、同条第一項中「当該利益を生じた年度の一般会計の歳入に納付するものとする。」を「当該利益を生じた年度の翌年度内に、回収準備資金に編入しなければならない。」に改め、同条第二項中「一般会計へ」を「回収準備資金に」に、「納付」を「編入」に、「当該年度の」を「当該利

益を生じた年度の翌年度内に」に改め、同条第三項中「当該年度に納付」を「翌年度に編入」に、「翌年度」を「翌翌年度」に、「一般会計へ納付」を「回収準備資金に編入」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 造幣局特別会計の昭和二十七年以前の決算上の利益の処理に関しては、なお従前の例による。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の金受給者のための特別措置法のの一部を改正する法律

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「年金受給者のために」を「年金受給者等のために」に改める。

第六条第一項第一号及び第二号中「別表」を「別表第一」に改める。

第二章中第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 連合会は、昭和二十年八月十五日において旧陸軍共済組合令又は第二条第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる命令に基く命令の規定中共済組合法による退職年金に相当する給付に関する部分の適用を受けていた組合員であつた者及び旧陸軍兵器廠職工扶助令（明治三十五年勅令第百

九十一号）の規定中終身年金に関する部分の適用を受けていた者で、同日において、これらの組合を脱退したものとして共済組合法を適用したとすれば同法の規定による退職年金を受けることができたもの（第三条の規定により承継した義務に基き、及び第四条第一項の規定により支給する年金の受給者を除く。）又はその遺族に対し、共済組合法の規定による退職年金又は遺族年金の支給の例により、これらの年金に相当する年金を支給する。

2 前項の規定による年金の額は、昭和二十年八月十五日において現に受けていた俸給（旧陸軍兵器廠職工扶助令に規定する定期職工として満二十五年以上就業していた者については、退業の際現に受けていた俸給。以下別表第二において同じ。）に対応する別表第二の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額とする。

3 第一項の規定により年金を支給すべき者に対し陸軍共済組合令及び海軍共済組合令廃止の件附則第二項の規定に基く主務大臣の措置により支給した一時金があるときは、当該一時金の限度において、第一項の規定による年金支給の義務は、履行されたものとみなす。

4 第四条第三項の規定は、第一項の規定により年金を支給すべき者（昭和二十年八月十五日において第二条第一号又は第三号から第五号までに掲げる命令に基く命令の規定中共済組合法による退職年金

に相当する給付に関する部分の適用を受けていた組合員であつた者に限る。』について、第五條第二項の規定は、第一項の規定による年金の支給の義務が消滅した場合について準用する。

第八條第二号中「第四條」の下に「及び第七條の二」を加える。

第十七條第一項本文中「並びに第四條の規定により」を「第四條の規定により」に改め、「支給すべき

こととなつた後、」の下に「並びに第七條の二の規定により年金及び一時金を支給すべきこととなつた後、」を加え、同項但書中「第四條」の下に「若しくは第七條の二」を加える。

第二十條中「及び第四條」を「第四條及び第七條の二」に改める。

附則第二項中「第四條」の下に「又は第七條の二」を加える。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二

昭和二十年八月十五日において現に受けていた俸給	仮定俸給	昭和二十年八月十五日において現に受けていた俸給	仮定俸給
五〇	四、六〇〇	一五〇	一、八〇〇
五五	四、九〇〇	一五八	一、二、六〇〇
六〇	五、二〇〇	一六七	一、三、五〇〇
六五	五、五〇〇	一七五	一、四、五〇〇
七〇	五、九〇〇	一八三	一、五、五〇〇
七五	六、三〇〇	一九二	一、六、六〇〇
八〇	六、七〇〇	二〇〇	一、七、八〇〇
八五	七、一〇〇	二〇七	一、九、〇〇〇
九〇	七、五五〇	二一三	二、〇、四〇〇
九七	八、〇五〇	二五〇	二、二、〇〇〇
一〇三	八、六〇〇	二六七	二、三、六〇〇
一〇七	八、九〇〇	二八三	二、六、二〇〇
一一五	九、六〇〇	三〇〇	二、八、二〇〇
一二三	一〇、三〇〇	三一七	三、〇、三〇〇
一四二	一一、〇〇〇	三三三	三、三、六〇〇

備考

一 昭和二十年八月十五日において現に受けていた俸給が五〇円未満のときは、その俸給の九二倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給とし、俸給が三三三円をこえるときは、その俸給の一〇・九倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給とする。

二 昭和二十年八月十五日において現に受けていた俸給が五〇円以上三三三円未満のときにその俸給額がこの表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給に対応する仮定俸給による。

附則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行し、附則第四項の規定は、昭和二十六年一月一日から適用する。

2 改正後の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（以下「改正後の法」という。）第七條の二の規定は、旧陸軍兵器廠職工扶助令（明治三十五年勅令第百九十一号）の規定中終身年金に関する部分の適用を受けていた者（昭和二十年八月十五日において同令に規定する定期職工として満二十五年以上就業していた者に限る。以下「二十五年以上就業の定期職工」という。）については、昭和二十六年一月一日以後の年金から、その他の者については、昭和二十八年四月分以後の年金から適用する。この場合において、昭和二十六年一月一日以後同年九月三十日までの期間に係る年金額の算定の基準となる仮定俸給については、改正後の法別表第一に掲げる仮定俸給による。

3 昭和二十八年四月一日において現に国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」という。）の規定による

共済組合の組合員である者（二十五年以上就業の定期職工に該当する者を除く。）が改正後の法第七條の二の規定による年金の支給を受けることとなる場合におけるその者に対する改正後の法第二十四條の規定の適用については、共済組合法第四十條第一項の規定にかかわらず、同月から当該年金の支給を停止するものとする。昭和二十八年四月一日において改正後の法第二十四條後段に規定する共済組合の組合員である者（二十五年以上就業の定期職工に該当するもの）について準用する。この場合において、前項中「昭和二十八年四月一日」とあるのは、「昭和二十六年一月一日」と読み替えるものとする。

案 製塩施設法の一部を改正する法律

製塩施設法の一部を改正する法律

製塩施設法（昭和二十七年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三條中第三項を削り、第四項及び第五項をそれぞれ第五項及び第六項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した災害に因り、甚大な被害を受けた地域に限り、その被害を受けた塩田等の災害復旧事業の事業費のうち政令で定める額をこえる部分についての第一項の規定による補助金の金額は、前項の規定にかかわらず、左の各号の区分により当該各号に掲げる比率によつて算出した金額の範囲内の金額とする。

一 塩田及び濃縮施設に係るもの

の当該政令で定める額をこえる部分の事業費の十分の八

二 塩田防災施設に係るもの

の当該政令で定める額をこえる部分の事業費の十分の九

4 前項の地域は、その年ごとに公社の總裁が指定する。

第四條中「補助金の交付申請書」を「同条第二項の規定により計算した補助金の交付申請書」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その者が当該補助金の金額について前条第三項の規定の適用を受けようとするときは、復旧補助金交付申請書の外、災害が発生した年の翌年二月末日までに、高率補助金交付申請書を公社に提出するものとする。

酒税引下げに関する請願(二通)

請願者 新潟県古志郡黒条村字
高見八五六 小林三四
郎外二十九名

紹介議員 田村文吉君
この請願の趣旨は、第一七六二号と同
じである。

第一九一二号 昭和二十八年二月
七日受理

酒税引下げに関する請願
請願者 熊本市中職人町一八
佐藤勝美外三名

紹介議員 矢嶋三義君
この請願の趣旨は、第一七六二号と同
じである。

第一九一三三号 昭和二十八年二月
七日受理

酒税引下げに関する請願
請願者 熊本市新町一ノ五三
加藤親雄外三名

紹介議員 城義臣君
この請願の趣旨は、第一七六二号と同
じである。

第一九一四号 昭和二十八年二月
七日受理

酒税引下げに関する請願
請願者 熊本市本庄町二二 平
山久吾外三名

紹介議員 内村清次君
この請願の趣旨は、第一七六二号と同
じである。

第一九一五号 昭和二十八年二月
七日受理

酒税引下げに関する請願
請願者 熊本市新工細町二一
吉村光吉外三名

紹介議員 深水六郎君
この請願の趣旨は、第一七六二号と同
じである。

第一九一六号 昭和二十八年二月
七日受理

酒税引下げに関する請願(二通)
請願者 福島県伊達郡桑折町字
本町四三 半沢金兵衛
外四十二名

紹介議員 油井賢太郎君
この請願の趣旨は、第一七六二号と同
じである。

第一九一七号 昭和二十八年二月
七日受理

酒税引下げに関する請願
請願者 熊本市塩屋町四九 竹
田澄雄外三名

紹介議員 谷口弥三郎君
この請願の趣旨は、第一七六二号と同
じである。

第一九一八号 昭和二十八年二月
七日受理

酒税引下げに関する請願
請願者 山形県東村山郡天童町
相沢五郎外十七名

紹介議員 小杉繁安君
この請願の趣旨は、第一七六二号と同
じである。

第一九一九号 昭和二十八年二月
七日受理

酒税引下げに関する請願
請願者 神戸市東灘区御影町浜
西五八四 小山一美外
三名

紹介議員 松浦清一君
この請願の趣旨は、第一七六二号と同
じである。

第一九二〇号 昭和二十八年二月
七日受理

酒税引下げに関する請願(二通)
請願者 福島県平市中平窪杉内
松本金市郎外三十二名

紹介議員 木村守江君
この請願の趣旨は、第一七六二号と同
じである。

第一九二二号 昭和二十八年二月
七日受理

酒税引下げに関する請願(二通)
請願者 山形県新庄市十日町
岸和子外二十四名

紹介議員 小林亦治君
この請願の趣旨は、第一七六二号と同
じである。

第一九二二号 昭和二十八年二月
七日受理

酒税引下げに関する請願(二通)
請願者 福島県耶麻郡喜多方町
字前田四、九五六 本
名美吉外七十名

紹介議員 松平勇雄君
この請願の趣旨は、第一七六二号と同
じである。

第一九二三号 昭和二十八年二月
七日受理

酒税引下げに関する請願(二通)
請願者 福島県南会津郡旭田村
大字中妻 玉川義春外
五十六名

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第一七六二号と同
じである。

第一九二四号 昭和二十八年二月
七日受理

酒税引下げに関する請願(八通)
請願者 三重県四日市市浜町 佐
野節子外百三十一名

紹介議員 九鬼紋十郎君
この請願の趣旨は、第一七六二号と同
じである。

第一八一三三号 昭和二十八年二月
四日受理

群馬県太田市に旧中島飛行機製作株式
会社太田工場一部移転の請願
請願者 群馬県太田市太田五ノ
一三九 成田作兵衛外
三十八名

紹介議員 梅津錦一君
群馬県太田市に所在の県立太田女子高等
学校は、昭和二十三年の学制改革によ
つて高等学校になったが、校舎が逐年
増築されているにもかかわらず、敷地が
増加していないため、運動場一人当
り、三坪という県下で最も狭い学校
となつてゐるから、志願者が年々増加
し、収容人員の増加を要望されてゐる
同校を拡張するため、同校校地として
好適な条件にあり、現在大蔵省の管理
地域となつてゐる旧中島飛行機製作株
式会社太田工場の一部地域を太田市に
払い下げられたいとの請願。

第一八一四号 昭和二十八年二月
四日受理

喫煙用具の物品税課税分類変更に関する請願
請願者 東京都台東区南稲荷町
一一九 東京都喫煙具工
業協同組合内 在間朋
次郎外二名

紹介議員 油井賢太郎君
喫煙用ライターは、その生産工程にお
いて手工業部分が多く、日本人に適合
した企業であり、輸出振興も極めて大
きいから、喫煙具の輸出振興助成のた
め、現行物品税法において電気マツチ
とともに丙類の項目により課税されて
いるのを、丁類に改編すると同時に免
税点の一本化を図られたいとの請願。

第一八四三三号 昭和二十八年二月
五日受理

写真用感光材料等の物品税軽減に関する請願
請願者 東京都千代田区神田小
川町二ノ三カメラ会館
内全日本写真材料商組
会連合会内 富樫周夫
外八万六千九百七十四
名

紹介議員 結城安次君
写真用品に対する高率課税は、輸出を
阻み、国内需要をおさえ、製造業者は
ばう大な資金を必要とする実情であ
り、また健康娯楽として同一使命を持
つ一般運動用具の一割課税に比して余
りにも高率であるから、消費材である
写真感光材料を五分、写真機、同引伸
機、部分品、付属品、現像焼付用器具
は一割とし、なお写真機、引伸機は一
万円以下他は二万円以下を免税とせら
れたいとの請願。

第一八四四号 昭和二十八年二月
五日受理

コピーの物品税撤廃に関する請願
請願者 東京都台東区南稲荷町
一一九 東京都喫煙具工
業協同組合内 在間朋
次郎外二名

紹介議員 油井賢太郎君
喫煙用ライターは、その生産工程にお
いて手工業部分が多く、日本人に適合
した企業であり、輸出振興も極めて大
きいから、喫煙具の輸出振興助成のた
め、現行物品税法において電気マツチ
とともに丙類の項目により課税されて
いるのを、丁類に改編すると同時に免
税点の一本化を図られたいとの請願。

第一八四三三号 昭和二十八年二月
五日受理

写真用感光材料等の物品税軽減に関する請願
請願者 東京都千代田区神田小
川町二ノ三カメラ会館
内全日本写真材料商組
会連合会内 富樫周夫
外八万六千九百七十四
名

紹介議員 結城安次君
写真用品に対する高率課税は、輸出を
阻み、国内需要をおさえ、製造業者は
ばう大な資金を必要とする実情であ
り、また健康娯楽として同一使命を持
つ一般運動用具の一割課税に比して余
りにも高率であるから、消費材である
写真感光材料を五分、写真機、同引伸
機、部分品、付属品、現像焼付用器具
は一割とし、なお写真機、引伸機は一
万円以下他は二万円以下を免税とせら
れたいとの請願。

第一八四四号 昭和二十八年二月
五日受理

コピーの物品税撤廃に関する請願
請願者 東京都台東区南稲荷町
一一九 東京都喫煙具工
業協同組合内 在間朋
次郎外二名

紹介議員 油井賢太郎君
喫煙用ライターは、その生産工程にお
いて手工業部分が多く、日本人に適合
した企業であり、輸出振興も極めて大
きいから、喫煙具の輸出振興助成のた
め、現行物品税法において電気マツチ
とともに丙類の項目により課税されて
いるのを、丁類に改編すると同時に免
税点の一本化を図られたいとの請願。

第一八四三三号 昭和二十八年二月
五日受理

写真用感光材料等の物品税軽減に関する請願
請願者 東京都千代田区神田小
川町二ノ三カメラ会館
内全日本写真材料商組
会連合会内 富樫周夫
外八万六千九百七十四
名

請願者 東京都港区芝田村町一
九全園コーヒール物品税
撤廃期成同盟内 横山
包隆

紹介議員 左藤義詮君

戦時における消費現正ならびに購買力の抑制と戦費を賄う財源の一環として、誕生した物品税が、戦後七年いまだなお存置されていることは全くその目的と相反し、矛盾するものである。しかも税法上コーヒールと同様の取り扱いを受けていた紅茶は、昨年既に物品税課税品目より除外されたのであつて、その好の大量性の持つ点においてコーヒールの物品税こそ撤廃されるべきであるのかかわらずコーヒールには輸入税三十五パーセントにさらに二十パーセントの物品税を加税されているため、消費を抑制して業界の発展を阻害し、かつは輸入の伸長を妨げ、しかもコーヒールの物品税は輸入の際輸入税とともに徴収され、業者はその金融に苦渋し、中小企業中の零細業であるコーヒール業者はその生活権さえ脅かされる窮状に迫り込まれているから、コーヒールの物品税も紅茶同様撤廃せられたとの請願。

第一八五四号 昭和二十八年二月
六日受理
揮発油税軽減に関する請願
請願者 東京都新宿区四谷一東
京都自家用自動車組合
内 満尾君亮外四百九
十三名

紹介議員 小野哲君、
揮発油税は、五十パーセントという不当な高率で、賦課されており、しかも自動車使用者には自動車税、道路法に

基く分担金、道路改修補修寄附金等の負担があるので、この上さらに高率の揮発油税を課せられることははなはだ不合理であるから、ガソリン税を一キロリットル当り五千円以下とされたいとの請願。

第一八七一号 昭和二十八年二月
六日受理
貴石、貴金属の物品税に関する請願
請願者 東京都中央区新富町三
ノ八全日本時計小売商
組合連合会内 関誠平
外四百五十八名

紹介議員 大矢半次郎君
政府は今回貴石、金製品等に対し現行の製造課税を廃し、小売課税に改正する案を発表したが、(一)課税は少数の製造業者を完全に捕まえて、源泉徴収することが最も簡便妥当であること、(二)地金商を通じ製造業者は明確となり、税の捕まへが容易で製造課税が適切であること、(三)小売課税の場合は大量の横流れを生ずること、(四)小売課税は手不足のため不測の漏税を生ずる不安のあること等の理由により製造課税を維持せられたいとの請願。

第一九七九号 昭和二十八年二月
十日受理
写真機等の物品税軽減に関する請願
請願者 東京都品川区大井森前
町五、四四七日本光学
労働組合内 小野均外
十四名

紹介議員 原虎一君
わが国光学機械工業の代表的製品である写真機類は重要輸出品として現在発展途上にあり将来を大きく期待されて

いるが、過重なる高率物品税を課せられているため、企業は国内販売を基盤として健全化を計り得ず、従つて輸出価格も引下げ困難な現状におかれ、か烈な国際市場獲得戦において、高度な国家保護と永い伝統を有するドイツを初めとする西欧諸国に逐次圧倒されている現状であるから、写真機等の現行税率を十パーセントに軽減せられたとの請願。

第五六三三号 昭和二十八年二月九
日受理
東京税関支署の昇格に関する陳情
陳情者 東京都千代田区丸の内三
ノ一四東京商工会議所会
頭 藤山愛一郎

終戦後民間貿易の再開以来、東京港を通ずる輸出入貿易の躍進、航空機による貿易、貨物の激増、外国小包郵便物の増加、保税倉庫の増設等に関連して、支署の所管事務は繁劇を極め、一行政事務の敏速と円滑とを期し難く、ひいては、わが国貿易の振興にも影響を及ぼすところが少くない事が憂慮されるから、東京税関支署を昇格して独立の税関とするようすみやかなる措置を講ぜられたいとの陳情。

第五六四号 昭和二十八年二月九
日受理
陶磁器の物品税撤廃に関する陳情
陳情者 佐賀県知事 鍋島直紹

世界的に名高い美術工芸品である佐賀県の陶磁器は、県の重要産業の一つであるから、(一)物品税が業界に及ぼす影響、(二)金融および取引上に及ぼす影響、(三)輸出入貿易品に及ぼす影響等

賢察の上、陶磁器の物品税を撤廃せられたいとの陳情。

第五六五号 昭和二十八年二月九
日受理
富士山頂地域払下げ反対に関する陳情
陳情者 東京都千代田区豊ヶ岡厚
生省国立公園部内日本自
然保護協会内 田村剛外
四十二名

今回社寺境内処分中央委員会は富士山頂地域の払下げを決定したよしであるが、同山はわが民族の誇りであり、国民文化精神の源泉であり、富士箱根国立公園の焦点的存在であるばかりでなく、戦後日本の平和の表徴として、いまや世界的至宝としてきわめて高く評價認識されているその核心ともいふべき八合目以上の山頂を一地方、一神社の所有地とすることは到底承服できないから、これをいまままで通り国有地として、すみやかに厚生省所管に移されたいとの陳情。

第五七九号 昭和二十八年二月十
日受理
下関市に国民金融公庫支所設置の陳情
陳情者 山口県議會議長 二木謙
吾

山口県においては、山口市に国民金融公庫山口支所が設置せられ、広く適時適切な資金融通の役割を果してきたのであるが、業者の申込に対する貸出は、各種の制約を受けている。なかでも下関市は信用金庫二箇所、相互銀行一箇所においてそれぞれ貸付代理業務を実施しているにもかかわらずなお充分な活動が得られず、さらに同市周辺の経済活動の飛躍的発展にかんがみ、

国民金融公庫の業務機能を拡充して、下関市に同金庫支所をすみやかに設置せられたいとの陳情。

昭和二十八年三月四日印刷

昭和二十八年三月五日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局